

移動等円滑化取組報告書（軌道停留場）

（令和7年度）

住 所 福岡県北九州市小倉南区企救丘
二丁目13番1号
事業者名 北九州高速鉄道株式会社
代表者名 代表取締役社長 上 田 浩

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

（1）移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 軌道停留場を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる軌道停留場	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
旦過駅	地上から下り改札階側を結ぶエレベーターを1基設置 （時期未定）	なし

② 軌道停留場を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
車椅子、ベビーカー等乗降用スロープの増設	現在、全ホーム2箇所ある固定式スロープを2箇所追加し、4箇所とする（時期未定）	なし

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
乗降補助サービスの提供	全駅常時1名の係員を配置しているため、介助が必要なお客様には積極的な声かけを行い対応する	同左

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
乗降補助サービスの提供	乗降補助サービスの提供にあたり、駅頭にポスター掲出し、取り組みの周知を行う	同左

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
接遇研修の実施	全ての駅務員に対して国土交通省が定める交通事業者向け接遇研修プログラムに準拠した研修を実施	同左

- ⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての軌道停留場の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況

- (2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

障がい者団体との意見交換を実施し、現状の問題点等の共有を図り、今後の取り組み等の検討を行った。

- (3) 報告書の公表方法

弊社HPにて公表

- (4) その他

住 所 福岡県北九州市小倉南区企救丘二丁目13番1号
事 業 者 北九州高速鉄道株式会社
代 表 者 代表取締役社長 上 田 浩

I. 軌道停留場の移動等円滑化の達成状況(軌道停留場ごとに記入)

(令和8年3月31日現在)

鉄道事業者名	共用駅	軌道停留場の名称	路線名	所在都道府県市町村	一日当たりの利用者数	有人駅、無人駅の別	公共交通移動等円滑化令適合の有無	段差への対応	プラットフォームの数	段差が解消されているプラットフォームの数	エレベーターの設置数	エスカレーターの設置数	その他の降昇機の数	傾斜路の数	視覚誘導ブロックの有無	案内設置の有無	備品の設置の有無	障害者対応型の設置の有無	障害者対応機口の設置の有無	障害者対応機口の設置の有無	対面乗降可能なプラットフォームの数	転落防止のための設置の有無
											1	2	3					4	5	6	7	8
北九州高速鉄道	小倉	北九州都市モノレール小倉	線	福岡県北九州市小倉北区	19,224 人			○	1	1	1 (1) 基	2 基	基	箇所			×	○	○	1		
北九州高速鉄道	平和通	北九州都市モノレール小倉	線	福岡県北九州市小倉北区	6,968 人			○	1	1	3 (3) 基	9 基	基	箇所			×	○	○	1		
北九州高速鉄道	旦過	北九州都市モノレール小倉	線	福岡県北九州市小倉北区	3,864 人			○	2	2	3 (3) 基	4 基	基	箇所			×	○	○	2		
北九州高速鉄道	香春口三萩野	北九州都市モノレール小倉	線	福岡県北九州市小倉北区	6,622 人			○	2	2	4 (4) 基	6 基	基	箇所			×	○	○	2		
北九州高速鉄道	片野	北九州都市モノレール小倉	線	福岡県北九州市小倉北区	4,703 人			○	2	2	4 (4) 基	4 基	基	箇所			×	○	○	2		
北九州高速鉄道	城野	北九州都市モノレール小倉	線	福岡県北九州市小倉南区	2,767 人			○	2	2	2 (2) 基	2 基	基	2 (2) 箇所			○	○	○	2		
北九州高速鉄道	北方	北九州都市モノレール小倉	線	福岡県北九州市小倉南区	4,425 人			○	2	2	4 (4) 基	4 基	基	2 (2) 箇所			×	○	○	2		
北九州高速鉄道	競馬場前	北九州都市モノレール小倉	線	福岡県北九州市小倉南区	3,982 人			○	2	2	4 (4) 基	4 基	基	箇所			×	○	○	2		
北九州高速鉄道	守恒	北九州都市モノレール小倉	線	福岡県北九州市小倉南区	4,877 人			○	2	2	4 (4) 基	4 基	基	箇所			×	○	○	2		
北九州高速鉄道	徳力公園前	北九州都市モノレール小倉	線	福岡県北九州市小倉南区	4,308 人			○	2	2	4 (4) 基	4 基	基	箇所			×	○	○	2		
北九州高速鉄道	徳力嵐山口	北九州都市モノレール小倉	線	福岡県北九州市小倉南区	3,065 人			○	2	2	4 (4) 基	4 基	基	箇所			×	○	○	2		
北九州高速鉄道	志井	北九州都市モノレール小倉	線	福岡県北九州市小倉南区	2,187 人			○	2	2	4 (4) 基	4 基	基	箇所			×	○	○	2		
北九州高速鉄道	企救丘	北九州都市モノレール小倉	線	福岡県北九州市小倉南区	4,010 人			○	2	2	4 (4) 基	3 基	基	箇所			×	○	○	2		
			線		人						基	基	基	箇所								
			線		人						基	基	基	箇所								
			線		人						基	基	基	箇所								
			線		人						基	基	基	箇所								
			線		人						基	基	基	箇所								
		(合計) 13				0	0	13	24	24	13 45	13 (45)	0 基	13 54	0 基	0 基	0 基	2 4	2 (4)	待避場 箇所	0	0

移動等円滑化取組報告書（軌道停留場）

（令和 7 年度）

住 所 福岡県北九州市小倉南区企救丘
二丁目 1 3 番 1 号
事業者名 北九州高速鉄道株式会社
代表者名 代表取締役社長 上 田 浩

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 9 条の 5 の規定に基づき、次のとおり報告します。

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第 6 条の 2 で定める要件に関する事項

（１）過去 3 年度における 1 日当たりの平均利用者数が 3 万人以上の軌道停留場を設置又は管理している。	○
（２）過去 3 年度における 1 日当たりの平均利用者数が 3000 人以上 3 万人未満の軌道停留場を設置又は管理していて、かつ以下のいずれかに該当する。 ① 中小企業者でない。 ② 大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を 50％以上所有しているか、又は自社に対し 50％以上出資している中小企業者である。	

移動等円滑化取組報告書（軌道車両）

（令和 7 年度）

住 所 北九州市小倉南区企救丘
二丁目 1 3 番 1 号
事業者名 北九州高速鉄道株式会社
代表者名 代表取締役社長 上田 浩

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 9 条の 5 の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

（１）移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 軌道車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる軌道車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
全車両	バリアフリー化した新造車両を 3 編成導入 (2027～2029 年度)	なし

② 軌道車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況

- ⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての軌道車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
車内自動放送文の変更	高齢者、障害者に考慮した車内自動放送文を追加する。	2025年度に実施

- (2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

--

- (3) 報告書の公表方法

自社HPにて公表

- (4) その他

--

Ⅱ. 軌道車両の移動等円滑化の達成状況

(令和8年3月31日現在)

軌道の種類	事業の用に供している編成数 (両)	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した編成数 (両)	車椅子スペースの数が公共交通移動等円滑化基準省令の規定を満たしている編成数	便所のある編成数	便所のある編成のうち車いす対応型便所のある編成数	案内装置のある編成数	車両間転落防止設備のある編成数
跨座式鉄道	9 36 (両)	0 0 (両)	0 編成	0 編成	1 編成	0 編成	0 編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
(合計)	9 36 (両)	0 0 (両)	0 編成	0 編成	0 編成	0 編成	0 編成

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	○
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	